

Legal Support Press

2014年
春号
Vol.6

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

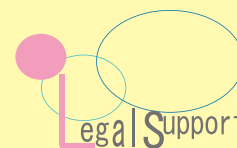
特集 医師から見た「診断書」 ～アンケート調査結果から～



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

2014年3月31日発行

編集・発行



公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館5階
TEL 03-3359-0541 <http://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

リーガルサポートのホームページには
音声読み上げ機能があります！

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります

各支部名で検索！

リーガルサポート ○○支部

検索

- | | | | |
|-----------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|
| ●札幌支部 011-280-7078 HP | ●千葉県支部 043-301-7831 | ●富山県支部 076-431-9332 | ●徳島支部 088-622-1865 HP |
| ●函館支部 0137-72-5325 | ●茨城支部 029-302-3166 HP | ●大阪支部 06-4790-5643 HP | ●高知支部 088-825-3141 |
| ●旭川支部 0166-51-9058 | ●とちぎ支部 028-632-9420 | ●京都支部 075-255-2578 HP | ●えひめ支部 089-941-8065 |
| ●釧路支部 0154-41-8332 | ●群馬支部 027-224-7773 HP | ●兵庫支部 078-341-8686 HP | ●福岡支部 092-738-1666 HP |
| ●宮城支部 022-263-6786 | ●静岡支部 054-289-3999 | ●奈良支部 0742-22-6707 HP | ●佐賀支部 0952-29-0626 |
| ●ふくしま支部 024-533-7234 | ●山梨支部 055-254-8030 HP | ●滋賀支部 077-525-1093 | ●長崎支部 095-823-4710 |
| ●山形支部 023-623-3322 | ●ながの支部 026-232-7492 HP | ●和歌山支部 073-422-0568 | ●大分支部 097-532-7579 |
| ●岩手支部 019-653-6101 | ●新潟県支部 025-244-5141 | ●広島支部 082-511-0230 | ●熊本支部 096-364-2889 HP |
| ●秋田支部 018-824-0055 | ●愛知支部 052-683-6696 HP | ●山口支部 083-924-5220 HP | ●鹿児島支部 099-251-5822 |
| ●青森支部 017-775-1205 | ●三重支部 059-213-4666 | ●岡山県支部 086-226-0470 HP | ●宮崎県支部 0985-28-8599 |
| ●東京支部 03-3353-8191 HP | ●岐阜県支部 058-259-7118 | ●鳥取支部 0857-24-7013 | ●沖縄支部 098-867-3526 |
| ●神奈川県支部 045-640-4345 | ●福井県支部 0776-30-0016 | ●しまね支部 0854-22-1026 | |
| ●埼玉支部 048-845-8551 HP | ●石川県支部 076-291-7070 | ●香川県支部 087-821-5701 | |

本部(東京) 03-3359-0541

はじめに

制度改善検討委員会（以下、「当委員会」という。）では、平成24年4月にリーガルサポート会員のうち名簿登載者に対し、「取消権行使についてのアンケート」を実施しました。このアンケート調査の結果、成年後見人・保佐人・補助人（以下、「後見人等」という。）が取消権行使を実際に検討する場面に遭遇することは少なく、取消権行使を検討した場合にも他の方法で解決を図ったり、取消権を行使する場合であっても慎重に判断した上で行使している状況が明らかになりました。

法律専門職である司法書士が後見人等に就任している場合、法的な問題が予想されることが多いと思われませんが、その後見人等司法書士が取消権行使を検討した件数自体が少ないことから考えても、後見人や保佐人に一律に取消権があることに對して疑問を覚えます。

医師から見た「診断書」

執筆者

制度改善検討委員会 委員 安井 祐子

アンケート調査結果から

また、最高裁判所事務総局家庭局の統計からも、我が国においては後見類型が圧倒的に多く、平成24年中の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数合計34,689件のうち後見開始の審判の申立件数は全体の約82%にあたる28,472件でした。鑑定実施率についても、平成24年中の後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件のうち、鑑定を実施したものは、全体の約10.7%です。そこで、申立時に提出する診断書の後見・保佐・補助の判断がそのまま維持される状況がほとんどであると考えられます。

なっています。成年後見用の診断書では医師に財産管理能力の程度についての意見を求めています。当委員会では、後見開始の審判が多い現状は申立て段階での診断書の影響の可能性を否定できないのではないかと考え、医師が何をもって財産管理能力を判断しているのか、成年後見用診断書についてどう考えているのかを知りたいと考え、本アンケート調査を行いました。

アンケート調査方法及び回答数について

本アンケート調査は平成25年9月から年末にかけて、成年後見用診断書作成経験のある医師を対象に行いました。当委員会の委員が主となり、リーガルサポート会員有志の協力もいただき、各々の知己である医師に依頼し、また地域包括支援センター・社会福祉協議会等から紹介を受けた医師にも個別に依頼しました。

見本 東京家裁本庁・支部提出用

（東京家裁裁判所発行・文部省出版）

診断書（成年後見用） 平成21年4月改訂

1 氏名 生年月日 M・T・S・H 年 月 日生（ 歳）

住所

2 医学的診断 診断名

所 見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）

（該当する場合にチェック） ☐ 遠隔性意識障害 ☐ 重篤な意識障害

3 判断能力判定についての意見（下記のいずれかにチェックしてください。）

☐ 自己の財産を管理・処分することができない。（後見相当）
☐ 自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。（保佐相当）
☐ 自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。（補助相当）
☐ 自己の財産を単独で管理・処分することができる。

判定の根拠

(1) 見当識 ☐ 障害がない ☐ まれに障害が見られる ☐ 障害が見られることが多い ☐ 障害が高度

(2) 他人との意思疎通 ☐ できる ☐ できないときもある ☐ できないときが多い ☐ できない

(3) 社会的手続や公共施設の利用（銀行等との取引、家賃申請、鉄道やバス利用など）
☐ できる ☐ できないときもある ☐ できないときが多い ☐ できない

(4) 記憶力 ☐ 問題がない ☐ 問題があるが程度は軽い ☐ 問題があり程度は重い ☐ 問題が顕著

(5) 脳の萎縮または損傷 ☐ ない ☐ 部分的に見られる ☐ 著しい ☐ 不明

(6) 各種検査
長谷川式認知症スケール ☐ 点（ 月 日実施）、☐ 未実施 ☐ 実施不可
MMSE ☐ 点（ 月 日実施）、☐ 未実施 ☐ 実施不可
その他の検査

(7) その他特記事項

備 考（本人以外の情報提供者など）

以上のとおり診断します。
担当医師氏名/担当診療科名

氏 名 印 （ 科）

病院又は診療所の名称・所在地

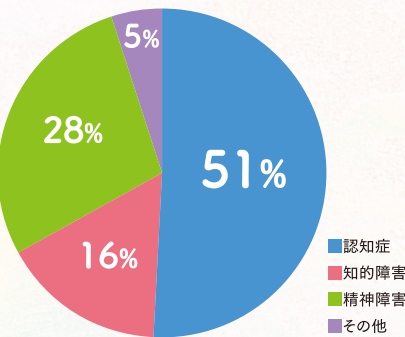
tel. fax { }

※ 鑑定についてのご回答は、「診断書付票」にご記入ください。

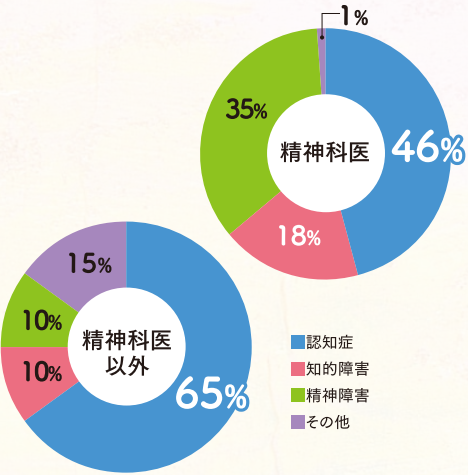
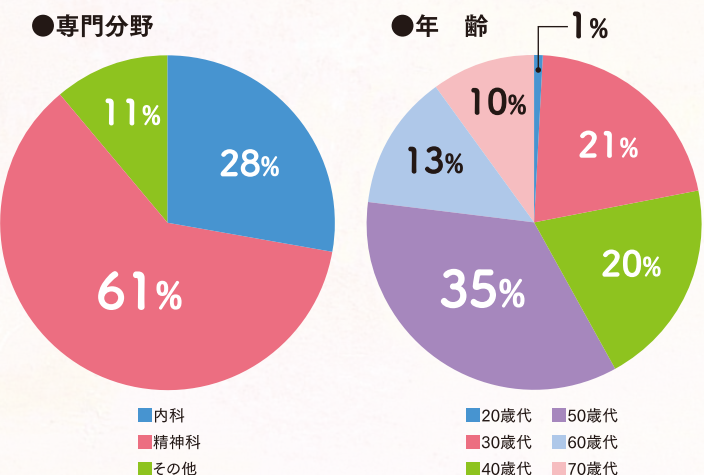
には脳外科、外科、神経内科などです。

が、30代、40代、60代、70代と幅広く回答いただいています。4名は記載がありませんでした。専門分野は、61%が精神科、内科が28%です。専門分野が2つある方が4名、3つある方が1名、記載のない方が5名あります。「その他」には、脳神経外科が多く、他

Q1 今までに作成された「成年後見用の診断書」の対象者の状況をお教え下さい（複数回答可）。



認知症患者が増加していることもあり、全体の51%の対象者が認知症という結果が出ていますが、精神科医と内科医・脳神経外科医等（精神科医以外）に分けて比べると、精神障害については精神科医が診断書を作成していることがよくわかります。



調査結果

回答者の年齢は、50歳代が35%です

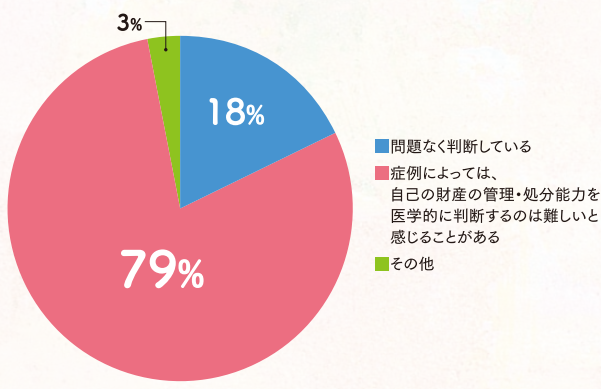
ご協力いただいた医師会もありました。というわけで、全国規模で行ったものではありませんが、京都・大阪・兵庫・滋賀・奈良・岡山・東京・北海道・愛知・長野・神奈川・香川と広範囲から回答をいただくことができました。所在地・氏名については任意記入でしたが、多くの方が記入してくださいました。

回答総数は、平成26年1月6日現在で129件です。内2件については、成年後見用診断書の作成経験がない方からのものですが、ご回答いただいた設問については、結果に含めています。

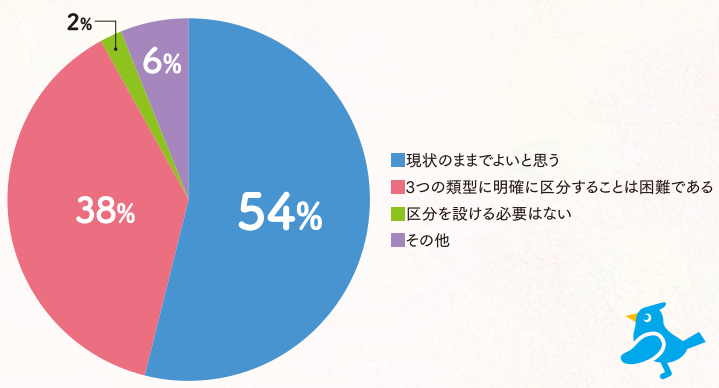
「症例によっては、自己の財産の管理・処分能力を医学的に判断するのは難しいと感じることがある」という回答が79%を占めています。正直な気持ちを回答いただけたのではないかと思います。

これは、平成23年の第26回日本老年精神医学会で発表され、老年精神医学雑誌に掲載された「成年後見用診断書」の様式に関する全国調査から、財産管理能力の評価に有用な項目を挙げることは非常に困難を伴うこと、財産管理能力に関する詳細な面接法や質問紙が今のところ確立されていないことを知り、質問させていただきました。

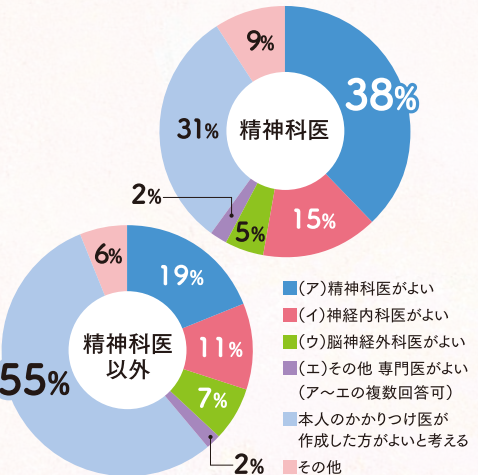
Q5 判断の対象は「自己の財産を管理・処分する能力」ですが、それについてどう思われますか。



Q6 「成年後見用の診断書」では、自己の財産を管理・処分する能力によって3つの類型(後見・保佐・補助)に区分しますが、この区分についてどう思われますか。

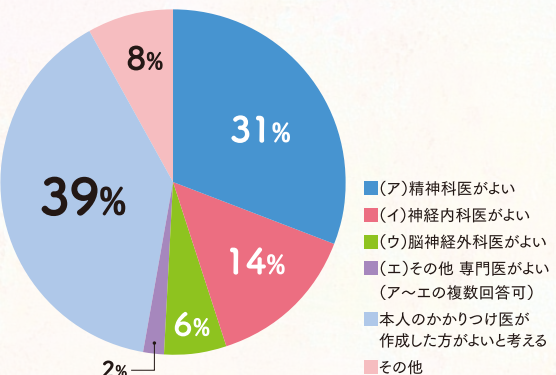


「現状のままでよいと思う」が54%ある一方で、3つの類型に明確に区分することは困難である」が38%あります。

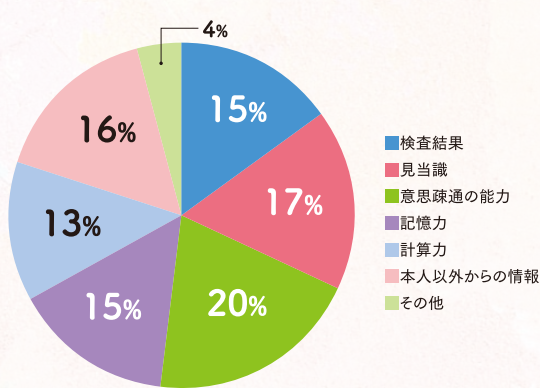


精神科医が作成した方がよいと考える医師が31%、本人のかかりつけ医が作成した方がよいと考える医師が39%ですが、「当該疾病を専門とする医師」、「科に関係なく、本人および成年後見に十分な知識を持つ者」といった意見もありました。

Q2 「成年後見用の診断書」の作成は、作成医師の専門分野を問われませんが、それについてどう思われますか。



Q3 「成年後見用の診断書」は「判断能力についての意見」のチェック欄が設けられていますが、主として何を基準に判断されますか(複数回答可)。

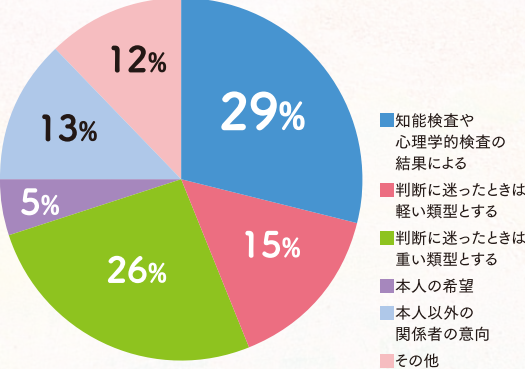


判断の基準については、突出したものではなく総合的に見て判断されている状況がわかりました。「その他」には、「日常生活における実際のエピソード」を聞いたり、「実際に買い物や本人にさせる」といった回答もありました。

これを精神科医と内科医・脳神経外科医等(精神科医以外)で分けて比較すると、精神科医以外では、本人のかかりつけ医が作成した方がよいと考える回答が55%に達しています。



Q7 診断の対象者が後見類型と保佐類型、保佐類型と補助類型の各境界にあると思われる場合、主に何を基準に判断されますか。

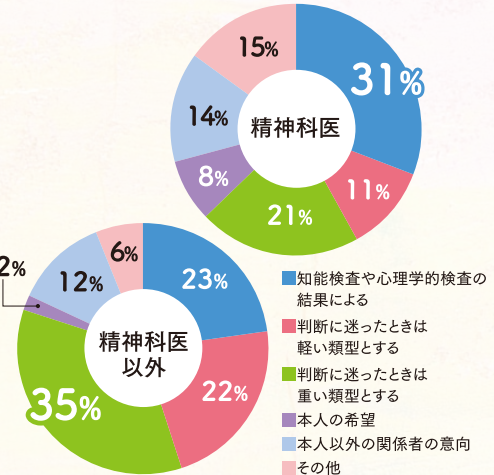
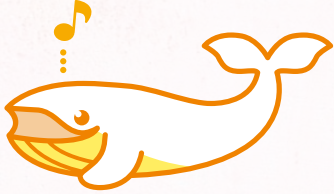
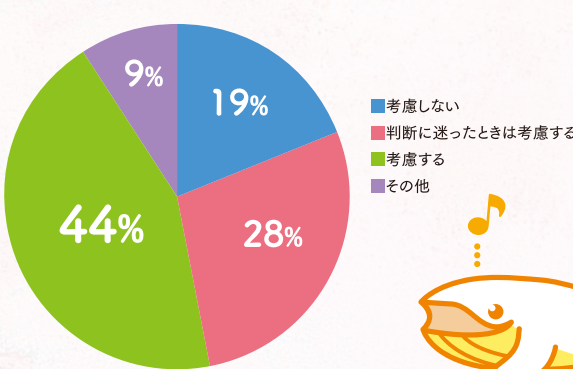


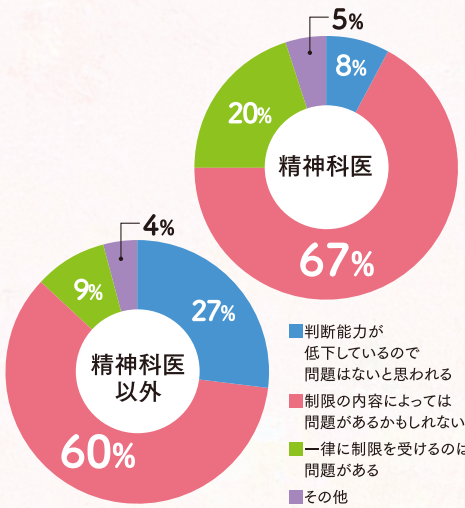
各類型の境界にあたる場合、全体では「判断に迷ったときは重い類型にする」との回答が26%あります。これが内科医・脳神経外科医等(精神科医以外)の場合は35%となり、より顕著です。「その他」には、「日常生活状況により判断」「総合的な判断」といった回答がありました。

判断能力について判断する際の本人以外の親族や関係者の意向を「考慮する」「判断に迷ったときは考慮する」が、全体の72%を占めています。診断書の作成をお願いした医師から類型について意向を問われたという話を何度も聞いていますので、この結果は特別なものではないと思われます。

「その他」には、「意向ではなく情報として判断材料にする」や類似の回答もありました。

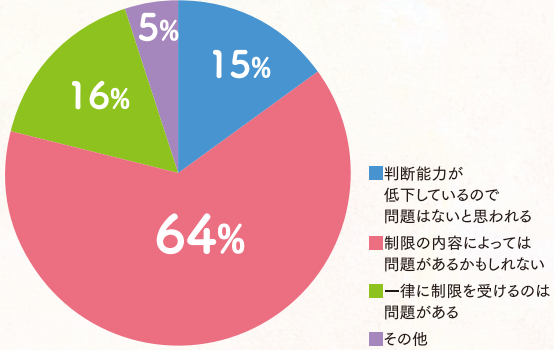
Q4 判断能力について判断する際に、本人以外の親族や関係者の意向を考慮に入れて判断されますか。





この質問も様々な資格制限がある現状を知っていただきたいと思いつけたものです。精神科医と内科・脳神経外科医等(精神科医以外)では、「判断能力が低下している」ので問題はないと思われる」についての回答が8%と27%と大きく違います。

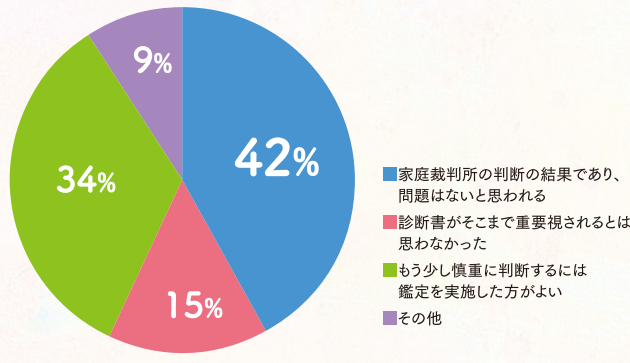
Q10 成年被後見人・被保佐人は一律に170を超える法令により様々な資格制限(様々な資格の欠格事由であったり、登録、免許の拒否事由であったりする)を受けますが、それについてどう思われますか。



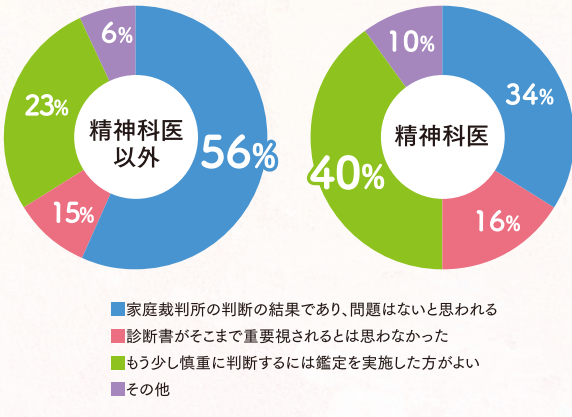
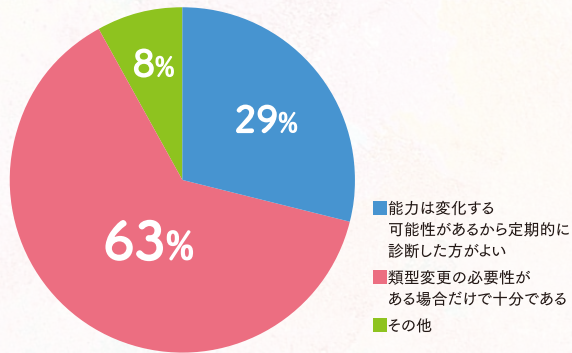
これは、鑑定率が年々低下している現状を知っていただきたいと思いつけたものでした。「家庭裁判所の判断の結果であり、問題はないと思われる」が42%と最も多いのですが、「もう少し慎重に判断するには鑑定を実施した方がよい」も34%あります。

内科医・脳神経外科医等(精神科医以外)だけを見ると、「家庭裁判所の判断の結果であり、問題はないと思われる」が56%と多くなります。逆に精神科医では、「家庭裁判所の判断の結果であり、問題はないと思われる」34%

Q8 最高裁の統計によると鑑定の実施率は年々低下し、平成24年に鑑定を実施したものは全体の約10.7%でしたが、これについてどう思われますか(複数回答可)。



Q9 我が国では、一度審判がなされると類型変更の申立てをしない限り判断の見直しがされませんが、それについてどう思われますか。



より「もう少し慎重に判断するには鑑定を実施した方がよい」が40%と多くなります。

アンケート調査の結果から

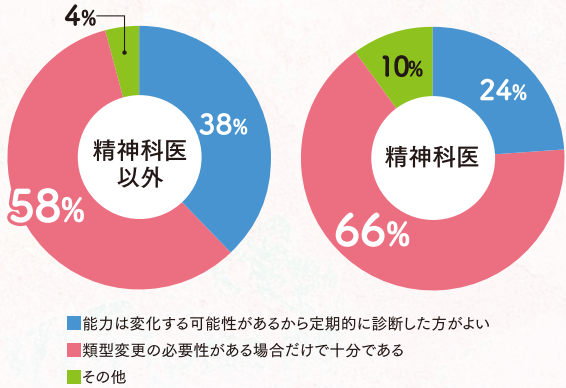
成年後見制度は、本人を保護・支援するために利用するものですが、その一方で本人の権利を制限することにもなります。成年後見制度の利用は、今後ますます増加するでしょう。それはそのまま家庭裁判所の事務処理の増加を

Q11 成年後見用の診断書作成について、その他ご意見等を自由に書してください。

40件もの意見等をいただいています。その中には、「診断書は全国一律であるべき」やQ9でもあった「鑑定の必要性について、診断書作成医がコメントできる欄を設けたらよいのではないか」のような診断書に対する提案等もいただいています。

「成年後見用の診断書は社会生活を送るうえで患者さんを守ることが目的であると思うが、その一方でヒトとしての権利や自由を奪う側面があり、大変重たい判断を下すことになります。したがって期間をかけて患者さんの状態(数値判断できない)を把握することが重要と考えます。」というようなご意見もありました。

「類型変更の必要性がある場合だけで十分である」が63%と多くなっています。精神科医と内科医・脳神経外科医等(精神科医以外)では、「能力は変化する可能性があるから定期的に診断した方がよい」が24%と38%とかなり違いがみられます。「定期的評価の必要性があるかどうかを診断書や鑑定書に医師が記載できるようにしたら良いと考えます」という意見もいただいています。



意味します。事務処理の迅速化と権利制限につながる判断をすることへの慎重さの両方がより重要になっていきます。

今回の調査の際に、東京家庭裁判所の診断書様式を見本として添付しました。これにより、家庭裁判所毎に診断書の様式が違うことに気がついていただけたと思います。アンケートの回答の中には、診断書様式は全国一律であるべきではないかとの指摘もいただいています。私たち司法書士も、今回のアンケート調査から、財産管理能力の有無の判断方法や成年後見用診断書に対しての医療側の考えを少し知ることができたと思います。成年後見制度における判断能力に対する考え方は、法律面からだけでなく医療面からも総合的にとらえる必要があります。当委員会では、この調査結果を今後精査し、より良い成年後見制度にするための検討材料としていきます。

最後に、お忙しい中、アンケート調査にご協力いただいた方々に感謝申し上げます。



成年後見制度利用促進法の現状と展望

相談役 大貫 正男

成年後見制度利用促進法（仮称、以下「促進法」という）をご存知ですか。初めてお聞きになった方もおられると思いますが、促進法は、資産の多寡、申立人や後見人候補者の有無等にかかわらず、誰でも利用できる成年後見制度にしようと、日本成年後見法学会が中心となり、関係機関に働きかけて生まれた法律案です。

この働きかけに、公明党がいち早い対応を行い、2012（平成24）年秋、「成年後見制度利用促進案（仮称・素案）」を策定し、議員立法として2013（平成25）年通常国会への法案提出を目指しました。しかし、諸般の事情により国会提出には至りませんでした。ところで、成年後見制度の利用が低迷している原因のひとつに後見人不足が挙げられます。特に、親族後見人の割合は年々減少を続け、平成24年は全体の48・5％と、ついに5割を切りました。どこまで減り続けるか、大変深刻な状況にあります。この改善には、行政や専門職後見人が親族をサポートする体制をつくり、親族が安心して成年後見人に就任出来るような環境をつくる必要があります。同時に、意欲のある一般市民や友人・隣人に市民後見人になってもらえる体制をつくることが求められます。家族や地域で支え合う

度の運用」を掲げ、警察庁は、「交番での見守り活動」、総務省は「郵便局の振り込み詐欺対策」、農林水産省は「買ひ物が困難な高齢者への支援」などを掲げています。しかし、成年後見制度が利用され、本人の財産管理や生活支援が確保されなければ、いずれの施策も十分な成果を上げることが難しいです。「認知症に優しい街」づくりを推進させるためには、成年後見制度の基盤整備が不可欠なのです。

2. 促進法の内容

（1）目的・理念

高齢社会において、成年後見制度の利用の促進を喫緊の課題と位置付け、促進法の目的を成年後見制度の利用促進に関する方策を総合的かつ効果的に推進すること、としています。この点から、促進法がプログラム法であることを明らかにしています。

次に、基本理念です。成年後見制度の利用促進は、ノーマライゼーション・自己決定権の尊重・身上保護の重視等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとしています。民法では表現できない理念が明確に盛り込まれていることが注目されます。

これらの目的と理念を達成するために、国等の責務も定められています。すなわち、国、地方公共団体、関係者（専門職団体が含まれる）の責務として、国民の努力や関係機関等の相互の連携が強調されています。これは、高齢者虐待防止法に共通した内容となっています。

仕組みをつくるためにも、ぜひとも利用促進法が必要となります。

1. 促進法の意義

（1）省庁横断的な相当部署を置く

成年後見制度は、法務省所管の法制度ですが、運用上の問題点が明らかにされ、「民法改正」という場面にならない限り、「所管していない」と思われます。厚生労働省は、介護保険制度を始め多くの福祉法制において必要不可欠な法制度であるですが、利用をしても所管はしていません。最高裁判所は、毎年「成年後見関係事件の概要」を発表していますが、各家庭裁判所の事件数をまとめただけで所管はしていません。すると、成年後見制度の運用全体を所管する省庁は単独では存在しないことになります。

成年後見制度を発展させるためには、司令塔のような役割を果たす省庁横断的な相当省庁がどうしても必要となります。そこで、促進法の所管を内閣府としました。内閣府は、各省庁の高齢者施策を調整する役割があることから、法務省、厚生労働省、消費者庁を始めとする関係行政機関相互の調整が図られ易いのです。

（2）基本方針

あらかじめ、重点的に推進されるべき課題が、国際的な動向を踏まえつつ列挙されています。

具体的には、

- ① 行為能力の制限の在り方の見直し
- ② 権利制限に係る制度の見直し
- ③ 成年被後見人等の身上の保護に係る事務の範囲等の見直し等です。

そして、促進法は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、その基本計画を策定（プログラム）しなければならないことを唱っています。

（3）成年後見制度の利用促進会等

「促進会議」の設置は、促進法の目玉と言えます。この会議において、4・（3）の基本計画案の作成、施策についての必要な関係行政機関相互の調整、4・（3）に掲げる基本方針の審議、施策の実施状況の検証・評価等です。組織として、会長を内閣総理大臣、委員は内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣等としています。

さらに、促進法を実質的に動かすために「成年後見制度利用促進委員会」が設置されます。委員会は、利用促進に関する重要事項や基本的な政策に関する重要事項（4・（2）に掲げる基本事項）について、調査審議し、これを内閣総理大臣及び関係各大臣に建議することを司ります。また、内閣総理大臣の諮問に応じ、調査審議を行います。組織は、委員10人以内で構成され、委員は法律、福祉その他の成年後見制度に関して優れた識見を有する者から任命される、としています。

（2）プログラム法としての性格

成年後見制度は、担い手の確保、数多くの権利制限・欠格事由の徹底ないし改善、死後事務の問題、医療同意、家庭裁判所の監督体制、財源確保等々、多くの立法上・運用上の多くの課題を抱えています。これをいかに解決していくかですが、促進法は、個別に行うのではなく、内閣府に設置される「成年後見制度利用促進会議」等において基本的な計画を策定し、調査・審議を行い、順次、法改正を含めた改善をはかるものとしています。成年後見制度は、法律の見直しや個別の運用改善のみでは足りず、社会全体を支えるインフラ整備を並行して行うことが不可欠だからです。

（3）政府の「認知症に優しい街」づくりに連動

政府は、認知症高齢者の急増を受け、「認知症に優しい街」づくりに乗り出しました。認知症の対策は、医療や介護だけでなく、消費者保護や交通機関の整備など多岐にわたるため、関係省庁による連絡会議を設置し、省庁横断で情報を共有し、より総合的に推進するのを狙いとしています（2013年8月27日付 読売新聞朝刊）。

この中で、法務省は認知症関連施策として、「財産管理や生活支援を行う成年後見制

（4）地方公共団体の措置

内閣府に指令塔として「会議」「委員会」を置くだけでなく、全国の市町村に必要な機関を置くよう努めるもの、としています。また、都道府県にも各市町村に対しても人材の育成、必要な助言その他のバックアップを行うよう努めるもの、としています。これらは、努力規定ですが、うまく運用すれば地域に利用促進の拠点が生まれ、家庭裁判所や地方法務局を巻き込んだ「後見センター」のような組織をつくることにも繋がるのです。

3. 今後の課題

平成25年10月30日（水）、参議院議員会館内会議室において院内集会「成年後見制度利用促進法（仮称）研究集会」が日本成年後見法学会主催により開催されました（写真参照）。自由民主党の河村健夫氏、公明党の大口善徳氏はじめ、各政党の議員の方々から促進法成立に向けて積極的な挨拶をいただきました。この集会により、法案成立に向けた大きな弾みがついたと思われます。しかし、予断は許されません。

平成26年通常国会での早期成立を目指し、成年後見制度関係諸団体は一致団結し、法案の必要性を訴えていかななくてはなりません。

皆様の幅広い支援をぜひお願いします。



成年被後見人が受ける170を超える権利制限と選挙権は回復したけれど…

1. はじめに

平成25年11月16日(土)、リーガルサポート主催による『市民公開シンポジウム「成年被後見人が受ける170を超える権利制限と選挙権は回復したけれど…」が東京・四谷の日司連ホールで開催された。



開会にあたり、リーガルサポート副理事長多田宏治氏が「成年被後見人の権利を奪う欠格条項を定める法令等が170を超えて存在し、是正に向けての動きも見えてこない。成年被後見人の選挙権回復を象徴的題

さまざまな権利制限・資格制限を受けるのは矛盾している。

更に、成年後見等の審判をするときに、これら資格・権利制限は手続きの中で開示されない。本人や支援者にも、成年後見等が開始されるとどういった結果が生ずるかという具体的な内容が全然知らされていない。これは手続き上問題である。

また、資格・権利制限は法定後見にしか適用されず、任意後見の利用者には、能力低下があっても何ら制限はなく以前から選挙権の行使もできた。ところが法定後見である成年後見の利用者は、改正前は選挙権行使ができなかったし、今でも公務員になる資格を制限されている。ある資格・権限を行使するために一定の能力が必要だから、能力の有無を判定してハードルを課すことは理解できるが、同じだけの能力低下があるにも係わらず、どちらを利用したかによって、一方は厳しく資格・権利制限がかかり、他方は一切かからないというのは論理的にもおかしい。

社会的な利益のために制限せざるを得ない場合は、どうして資格制限をせざるを得ないのかを説明する義務が法律を作る側にはある。そう云うことが一際されないまま平成11年に118件まで削ったのがもう170件を超える状況になっていることは、この問題について政策担当者が軽く捉えているのではない。

最後に障害者権利条約との整合性から、民法上の制限行為能力制度が維持できる

材として、未だ存在する成年被後見人等の資格・権限の剥奪や制限について議論いただきたい」と本シンポジウムの意義を述べた後、基調講演として新潟大学法学部教授上山泰氏から成年後見制度の転用問題について、次の講演があった。

2. 基調講演(要旨)・基調報告

『成年被後見人の選挙権制限について東京地裁の違憲判決が出て2ヶ月足らずで公職選挙法が改正され、選挙権が行使できるようになった。

しかし、法改正の仕方は雑であった。具体的には公職選挙法の11条1項1号を削除したことにより選挙権だけでなく被選挙権も回復したが、違憲判決は選挙権行使についてだけでなく、被選挙権については議論しているわけではない。にもかかわらず結果的には選挙権だけでなく、被選挙権も回復した。しかし選挙権を行使する能力・資格と、国民の代表として活動する能力・資格を同視して良いかについては議論があるべきである。それを一緒にするというのは雑なやり方である。

のかという議論がある。転用元の成年後見制度における能力制限自体が議論される中で、その能力制限を他の資格制限に転用するのは政策的に理屈に合わない。そもそも障害があることだけで形式的、画一的に能力制限・資格制限をすることが問題だという議論も出てくるだろう。』

基調講演を受け、リーガルサポート制度改善検討委員会の井上具美子委員が成年被後見人等の「権利制限に関する調査結果について」、具体的な例(「制限規程一覧」等の資料は、リーガルサポートのホームページ<http://www.legal-support.or.jp/act/symposium.html>)を御参照ください)を示しながら「何か統一的な法則等があった権利制限が行われているのか詳細に調べたが、未だその法則等は見つかっていない」との基調報告を行った(詳細な報告記事が「実践成年後見」3月号に掲載されます)。

3. パネルディスカッション

休憩を挟み、上山教授をコーディネーターとして、國學院大学法科大学院教授の佐藤彰一弁護士、京都府立医科大学講師の成本迅医師、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会細川瑞子中央相談室長、リーガルサポート岩井英典常任理事によるパネルディスカッションが行われ、初めに佐藤弁護士から、選挙権訴訟の意義や法改正までの経緯等について説明があり、それを受け細川中央相談室長が当事者団体の立場からの報

国民の代表として活動する重要な資格について、深い議論もなくその資格を認めたのは、議員になれる資格はどういうものかを考えてこなかったからで、選挙権訴訟から法改正に至る流れをみると、資格制限・能力制限について、法律を制定するときに深い議論がされているとは思われない。

民法が選挙権を行使できないと定めているわけではなく、公職選挙法が成年被後見人とされたら選挙権を奪うと勝手に定めた。つまり民法が定めた成年後見の効果を超えて民法以外の法律が勝手に民法の結果を転用・流用する形で制限・規制をするに至っている。これを成年後見制度の転用問題と捉えている。

成年後見制度の転用は無制約に行われている。転用するだけの理論的・合理的な理由があればわかるが、一つ一つの法律や条文をみると深い考えもなしに転用が行われているのではない。不相当・不合理な制約を一律に受けている人たちが多数いる可能性がある。不合理なものは改正していく必要がある。

成年後見制度の基本的目的は、判断能力不十分な方々の権利擁護の仕組みと位置づけられる。そのための制度が副作用として、告をした。また、成本医師は選挙能力について述べられ、岩井常任理事は、不合理な事例等の紹介と参議院選挙に関するアンケート結果の報告等がなされた。

その後、岩井常任理事から国家公務員・地方公務員に係る資格制限は成年被後見人のみならず被保佐人にも及ぶため、成年後見等の申立てができないと云う事例が紹介され、佐藤弁護士はその様な資格制限に関する合理的理由の有無について、憲法上の視点からの意見が述べられた。さらに成本医師は、公務員の仕事に関する能力と財産管理能力とが連動するかについて、必ずしも連動するとは云えない職種もあるのではないかと述べられた。また、来場者で障害のある公務員の子の親の方が、会場から「親としては“親なきあと問題”が心配で、成年後見制度の利用を考えたが、そうすると子が失職してしまうため利用できない」との実情が話され、問題の深刻さが会場の参加者に認識された。

次のテーマとして、成年後見等の申立ての際に提出する「診断書」について議論が進み、リーガルサポートが医師に行っているアンケートの調査内容と速報値について、岩井常任理事から説明がなされ、それを受けて成本医師から「医師は福祉の一環として診断書を書くことが多く、関係者の意思や制度利用の目的に影響されることもある。財産管理能力について診断しているのに、他の資格制限等に流用されるなどとは考えてもいない。」との指摘があった。

4. おわりに

以上のとおり熱の籠もった議論がなされたが、最後に上山教授が「成年後見制度をさらに利用しやすいものにするため、成年被後見人や被保佐人に対する不合理な資格・権利制限など、改善すべきところは変えたうえで利用を進める」方向にしなければならぬと総括した後、リーガルサポート井上広子副理事長が閉会挨拶を述べシンポジウムは閉会した。(さ)



前列左から細川 瑞子氏、佐藤 彰一氏、上山 泰氏、成本 迅 氏、明石 洋子氏

「障害者の権利に関する条約」を批准したことに関する理事長声明

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 理事長 松井 秀樹

本年1月20日(国連本部のあるニューヨークの現地時間)、我が国は「障害者の権利に関する条約」(以下、本条約という。)の批准書を国連に提出し、140番目の締約国となった。本条約は、2006年12月に第61回国連総会において満場一致で採択され、我が国は2007年9月に署名していたが、昨年の暮れに国会で批准の承認がなされ、6年越しの批准となる。

このように批准が遅れたのは、本条約に署名後、改正「障害者基本法」、「障害者総合支援法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」等の国内法令の整備に時間を要したものと考えられるが、本条約が批准に至ったこと自体は評価するものである。

しかしながら、本条約批准後における現行の成年後見制度の運用状況との整合性については、なお十分な検討を行うべきものと考ええる。

特に、我が国では、成年後見制度利用者の行為能力を画一的かつ包括的に制限する後見類型の審判割合が全体の8割以上を占めている実態の検証を行い、障害者を含む成年後見制度利用者の行為能力制限をできるだけ少なくし、本人の自己決定を可能な限り支援するための施策と制度の改正を検討すべきである。

また、成年被後見人の選挙権は、昨年5月に公職選挙法の改正により回復したが、当法人の調査では、未だに170以上の法令において成年後見制度利用者の権利制限や資格の剥奪規定がおかれていることが判明している。

しかも、これら権利制限や資格の剥奪規定がおかれている法令の数は、2000年に新しい成年後見制度が施行された当時における118より大幅に増加している。成年後見制度利用者が受けるこれらの権利制限や資格の剥奪規定は、基本的には「障害のある人が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。」とする本条約12条2項の趣旨に相容れない可能性がある。

したがって、国は、これらの法令の立法目的等を今一度精査し、成年後見制度利用者に対する権利制限や資格の剥奪規定をおくことの合理性に欠けるものについては、規定の改廃等の改善を行うべきである。

当法人は、高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として1999年12月に設立以来、障害者の意思決定支援と権利擁護に向けての様々な活動を行っているところであるが、今後とも本条約の基本的スローガンでもある「Nothing about us without us」 私たち抜きに私たちのことを決めないで!」の理念に十分配慮し、成年後見制度利用者の権利を保護し支援するための活動に全力を挙げて取り組む所存である。

2014年1月21日

高齢者・障害者等 虐待防止委員会

当委員会は、2008年に高齢者、障害者等の虐待防止に関する地域連携および会員の虐待防止活動の促進をはかることを目的として設置されました。

平成22年度に当委員会では、高齢者虐待防止に向けた取り組みにおける司法書士と地域包括支援センターとの連携の必要性を取り上げた「司法書士の取り組み高齢者虐待防止に関する提言書(地域包括支援センターとの連携を中心に)」を作成しました。同提言書に基づく地域連携の構築の促進へ向けた研修会の開催を希望する支部に対しては、当委員会より、研修会の講師を派遣しています。また、毎年、日本高齢者虐待防止学会に参加し、演題発表をしてきました(※2012年からは学会開催地の支部にて演題発表)。

今年は、障害者虐待防止に関するリーフレットを作成致しました。リーフレットの送付も承っておりますのでご希望の方はリーガルサポート本部までお問合わせ下さい。



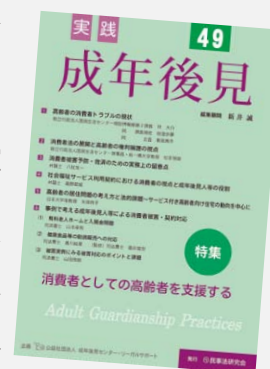
実践 成年後見の紹介

「実践 成年後見」は、成年後見制度施行の年である2000年に創刊された成年後見の専門誌です。成年後見は、本人の意思を尊重することはもとより、本人が生活する地域の実情に合わせた支援が求められます。そのため、全国に支部があり、それぞれの地域で成年後見を通じて権利擁護を実践しているリーガルサポートの協力を創刊時からいただいています。

また支援には、本人の状況に応じた関係者のネットワークづくりが欠かせません。そこで、司法書士だけでなく、弁護士、社会福祉士による編集委員会を組織し、的確な情報発信に努めています。

最新号である49号(2月発売)では、「消費者としての高齢者を支援する」と題して悪質商法や福祉サービス利用契約の実情と対応を特集したほか、リーガルサポート制度改善検討委員会委員の井上具美子氏による「成年被後見人が受ける170を超える権利制限」等論説・解説、事例紹介も充実しています。

「実践 成年後見」編集部



「実践 成年後見」
編集顧問／新井誠
企画／公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
発行／株式会社民事法研究会

相談内容

成年被後見人が、相続人になったときはどうするの?

全国各市区町村の社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業をとおして多くの方の支援を行っています。その経験を踏まえ、成年後見制度の相談も受けています。地域の関係機関や親族成年後見人さんからも相談があり、困った時には親切に対応していただきますので、お近くの各社会福祉協議会へご相談ください。



相談者

社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会(東京都)
福祉サービス支援係
係長 妻屋 良男さん(以下:相)



回答者

リーガルサポート広報委員会 委員長
司法書士 武藤 進さん(以下:回)

私がみなさんの
視点で質問して
いきます!

わかりやすく
お伝えします!

- 相 先日、お母様の成年後見人になっている長男から相談があったのですが……
- 回 どのようなご相談ですか。司法書士で分かることはお答えしますよ。
- 相 それが、最近お父様が亡くなられて…、どのような手続きをしなくてはならないのですか。との相談です。とても困っている様子でした。司法書士は、相続手続きのプロですね。教えて頂けませんか。
- 回 その様に言って頂けると嬉しいです。
- 相 お父様は、自宅をお持ちでした。多少の預貯金もあったようです。
- 回 自宅の土地・建物名義がお父様だったのですね。それであれば相続登記の手続きが必要です。預貯金があるので銀行への手続きも必要です。それ以外に、保険証等で行政機関への手続きもあります。相続税の申告については税金関係なので税理士さんへご相談することをお勧めします。
- ところで、お父様は遺言書を書かれていたのですか。遺言書には、主に公正証書遺言書と自筆証書遺言書などがあります。
- 相 二つの遺言書の違いは何ですか。
- 回 公正証書遺言書は、公証人が関与して作成するものです。自筆証書遺言書は、ご本人が遺言書の全文を自筆し捺印するものです。(※1)
- 相 遺言書は、作成していないようですが……。
- 回 死亡したお父様が公正証書遺言を作成していたのかは、お近くの公証役場で確認できます。詳細は、公証役場に問い合わせてください。

- 相 長男さんへ、一度、公証役場へ行くように伝えます。遺言書がないときは、どうしたら良いでしょうか。また、注意する事項はありますか。
- 回 そのときは遺産分割協議を行います。それには全ての相続人が参加することが必須です。作成した協議書に、署名と実印で捺印し、印鑑証明書の添付することも必要です。
- 相 相続人の一人が遠方に住んでいるそうですが、こちらまで来て頂くのでしょうか。会社員で、大変に忙しく、来ることが出来ないそうです。
- 回 そうであれば、作成した協議書を郵送して、署名と実印で捺印し、印鑑証明書と一緒に返送頂くことも可能です。あくまでも、その方が、協議の内容について同意していることが前提ですが。
- 相 長男はお母様の成年後見人なので、遺産分割協議は長男、次男、長女の三人で協議すれば良いのですね。
- 回 いえいえ、ご相談者の長男は、お母様の成年後見人ですよ。
- 相 はい、そうですが何か……。
- 回 長男は、お父様の相続人としての立場と、お母様の成年後見人としての立場の二つがあり、長男はお母様の成年後見人として協議に参加することが出来ません。長男の取分を少なくして、お母様の取分を多くする内容で協議書を作成しても利益相反になります。
- 相 難しいですね。その様なときにはどうしたら良いですか。
- 回 お母様のために、別の代理人を選任してもらいます。これを特別代理人といいます。もし、お母様のために成年後見監督人が選

任されているときは、別の代理人の選任は不要で、成年後見監督人がお母様の代理人になります。

- 相 相談の案件は成年後見監督人が選任されていないので、長男、次男、長女と特別代理人の四人で協議するのです。
- 回 そのとおりです。
- 相 自宅は、お母様が相続するようです。お母様の今後を考えると預貯金の全部と、不動産はお母様名義にしたいそうです。
- 回 そうでしたら、特別代理人選任の申立てをします。この申立てには、預貯金の全部と自宅はお母様が取得すると遺産分割協議書の案も添付します。それは家庭裁判所が、お母様の取得する財産が法定相続分に相当する財産を確保していることを確認するためだそうです。この申立て、ちょっと難しいので司法書士にご相談ください。
- 相 その後は、どのようにするのですか。
- 回 家庭裁判所からの特別代理人選任の審判書が届いたら、全ての相続人が遺産分割協議書へ署名と実印で捺印し、印鑑証明書を提出します。今回は、お母様の特別代理人が選任されているので、特別代理人の署名、実印での捺印と印鑑証明書も必要です。遺産分割協議書が完成したら、自宅の相続登記を行います。それには次のような書面を用意します。遺産分割協議書。お父様の戸籍謄本等(※2)。全ての相続人の戸籍謄本。お母様の住民票。特別代理人選任の審判書などです。最近は本人確認が厳格なので、その他詳細は登記手続きを担当する司法書士に確認して下さい。
- 相 銀行への手続きは何が必要ですか。
- 回 相続登記のときとほぼ同じですが、銀行毎に少し手続きに違いがあるようです。事前に電話で、各銀行へ必要書類の確認と書面の発送をお願いすると良いです。丁寧に教えてくれますよ。
- 相 長男はお父様の戸籍謄本を集めているそうですが、大変なようです。

- 回 相続登記には、お父様の生れてから死亡までの戸籍謄本等が必要です。これを集めるのは、相当に大変です。また、相続登記は思った以上に複雑な点があることが多いので、司法書士へ依頼した方が良いと思います。
- 相 お母様は有料老人ホームでの生活を希望していますが、予算的に厳しい状況なので、今回相続した自宅の売却を検討しているそうです。
- 回 自宅は居住用不動産なので居住用不動産処分の許可を得る必要があります。
- 相 この許可を得ないで行われた自宅の売却は無効ですね。リーガルサポートプレス4号を読んだので知っています。
- 回 そのとおりです。いつも、本誌リーガルサポートプレスを読んで頂きありがとうございます。役に立って良かったです。今後も色々な情報を発信して行きますので、引き続きリーガルサポートプレスを宜しくお願いいたします。
- 相 こちらこそ、色々とお教えいただき、本当に助かりました。私たち社会福祉協議会も地域の皆さんが幸せになって頂くために、引き続き活動して行きます。今日はありがとうございました。
- 回 こちらこそ、お役にたてて良かったです。ありがとうございます。

不安や疑問は
何でもご相談
ください!



- ※1 公正証書遺言書 長所は、破棄、隠匿や改ざんされない。本人死亡後、速やかに遺言内容を実現できる。
短所は、費用がかかる。
- 自筆証書遺言書 長所は、費用がかからず、いつでも作成できる。
短所は、本人死亡後に検認が必要。紛失、偽造や方式不備で無効になる危険性がある。
- ※2 戸籍謄本等には、改製原戸籍、除籍謄本、戸籍謄本があります。
相続登記には、被相続人が生れてから死亡までの『連続した』戸籍謄本等が必要です。